

下水道事業の運営について

答 申 書

令和6年11月1日

瀬戸内市下水道事業審議会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 下水道使用料・農業集落排水施設使用料 及び漁業集落排水施設使用料について・・・・・・・・	2
2 受益者分担金について・・・・・・・・	2
3 今後の下水道の整備計画について・・・・・・・・	2
付帯意見・・・・・・・・	3
おわりに・・・・・・・・	4

付属資料

諮問書（写）

瀬戸内市下水道事業審議会委員名簿

瀬戸内市下水道事業審議会審議経過

は じ め に

下水道は、市民が快適で衛生的な生活を営む上で、欠くことのできない公共施設であり、生活環境の改善と、海や河川といった公共用水域の水質保全を目的としている。また、瀬戸内市が第3次総合計画において将来像とする“人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内”の実現のためにも必要不可欠なものであるため、将来にわたってその経営を継続し、安定的な下水道サービスを提供しなければならない。

しかし、下水道の整備には相当の年月と多額の費用を必要とする。特定環境保全公共下水道事業においては現在も管渠整備の途上であり、下水道普及率についても令和5年度末で44.1%と、岡山県内だけでなく、全国的にも低水準にとどまっている状況であり、投下資本の回収に相当の期間を要するため、一般会計からの多額の繰り入れに依存した経営となっている。

下水道事業は、平成28年度より地方公営企業法の一部適用による企業会計に移行し、その経営状態がより明確に把握できるようになっており、効率的な事業経営と、一般会計からの繰り入れに依存しない財政基盤の確立がより一層求められる。本来、地方公営企業である下水道事業は、使用料収入による独立採算が求められており、下水道使用者に使用実態に応じた使用料負担を求めることで収支のバランスを図る必要がある。しかし、施設老朽化に伴う改築更新需要の増大などコストが増大する半面、既下水道整備地域における、少子高齢化による人口減少に伴う処理水量の減少が見込まれ、下水道事業を支える使用料収入の大幅な増加が見込まれない状況となっている。

本審議会では、厳しさを増す財政状況を踏まえ、下水道事業の経営を持続可能で安定的に維持していくため、令和5年12月22日に瀬戸内市長より「下水道事業の運営について」の諮問を受け、慎重に審議を重ね、ここに一定の結論を得たので、次のように答申する。

下水道使用料・農業集落排水施設使用料及び漁業集落排水施設使用料について、受益者分担金について、今後の下水道整備計画についての基本決定事項を以下のとおり定める。

1 下水道使用料・農業集落排水施設使用料及び漁業集落排水施設使用料について

(1) 使用料算定期間

令和 7 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 5 年間とする。

下水道使用料は日常生活に密着したものであり、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期間にわたって期間を算定することは経済の変動による予測の確実性を失うことになる。このことから、使用料算定期間は 5 年間とする。

(2) 使用料対象経費

維持管理費の一部とする。

使用料対象経費は、汚水に係る維持管理費及び資本費の全額を対象とすべきであるが、本市では下水道整備の途上にあり、全てを対象とすることは使用者への著しい負担増となるため使用料対象経費は、維持管理費の一部とする。

(3) 使用料

本答申による算定期間中は現行の使用料体系を維持する。

接続率が伸び悩む中、使用料改定が接続率の向上の足枷になる恐れがあることから、現行の使用料体系を維持し、接続率の向上による使用料収入の増加を図るものとする。

2 受益者分担金について

受益者分担金については、既負担者との均衡から、現行の分担金で賦課するものとする。

3 今後の下水道整備計画について

今後の下水道整備計画については、令和 8 年度以降国からの補助について不透明であることから、経済効率と地域性を考慮し、瀬戸内市下水道ビジョンに基づき下水道整備計画の変更を行うこと。

また、瀬戸内市下水道ビジョンに基づく下水道整備計画の変更は、下水道の整備面積を縮小することから、市民からの要望を十分に検討し、真に下水道整備が必要な地域を選定し、下水道整備計画の変更を行うこと。

付帯意見

- (1) 下水道使用料では、維持管理費の一部しか賄えておらず、使用料算定期間における一般会計からの繰入金で瀬戸内市下水道ビジョンの財政計画と同程度確保されていることを前提として、現行の使用料体系を維持している。
このように下水道事業の恩恵を受けていない市民からの税金が投入されていることから税負担が不均衡となっており、一般会計からの繰入金に依存しないための財源確保が最大の課題である。
このため、下水道事業の運営にあたっては、維持管理の効率化や建設コストの削減を図り、経費の抑制に努めること。また、収入財源の確保に一層努め、使用料収入の確保に向けて接続率の向上を図るため、引き続き可能な限りの施策を行うよう努められたい。
- (2) 受益者分担金について、現行の受益者分担金は、計画当初の総事業費を基に算出されているため、下水道整備計画の変更を行った際は、変更後の総事業費を算出し、現行の分担金額と比較検討を行うこと。
- (3) 下水道の整備については、限られた財源の中で最大の効果が得られるよう市民の要望に耳を傾けつつ、効果的かつ効率的な管渠整備及び現有施設の有効活用を努められたい。また、利用できる国庫補助事業を積極的に活用し、市の財政負担を抑制するよう努められたい。

お わ り に

下水道事業は、重要な社会資本という公共的側面を有する一方、公営企業として受益者からの分担金と使用料によって賄われる事業であり、効率的な経営によって住民に寄与すべきことから、可能な限り公共と福祉のバランスに配慮して経済性を追求すべき事業である。

本市においても、その運営にあたっては、民間委託・電算化・施設の統廃合・建設コストの縮減等が図られているが、今後とも歳出を削減し事業の合理化に努め住民負担を極力軽減するために可能な限りコストの節減を図る必要がある。

他の自治体の状況・接続率の状況等、様々な観点から検討した結果、今回使用料は現状維持とし、接続率の向上による使用料収入の確保と維持管理コストの節減を優先することとしたが、今後の一般会計からの繰入金が瀬戸内市下水道ビジョンの財政計画と同程度確保されていることを前提としており、一般会計からの繰入金に依存した経営状況のため決して楽観できるものではない。したがって使用料対象経費を含め、下水道の整備状況、社会及び経済情勢の動向を踏まえながら、本答申における使用料算定期間中においても可能な限りの見直しについて検討していく必要があると考える。

また、受益者分担金についても現状維持としたが、下水道整備計画の変更を行った際は、変更後の総事業費を算出し、現行の分担金額と比較検討を行う必要があると考える。

最後に、本審議会の答申の趣旨を十分理解し、今後の下水道事業の運営にあたられたい。

付 属 資 料



瀬戸内下水第 497 号
令和 5 年 12 月 22 日

瀬戸内市下水道事業審議会会長 殿

瀬戸内市長 武 久 顕 也



下水道事業の運営について（諮問）

本市下水道課では、安定した下水道経営の実現を図り、持続的な下水道サービスを提供していくための経営基盤強化のため、平成 28 年 4 月 1 日より、地方公営企業法の一部適用による企業会計に移行しました。また、令和 5 年 6 月に、本市下水道事業の健全化を図り、下水道サービスを継続するため、今後 10 年間の中長期的な指針として「瀬戸内市下水道ビジョン」を策定しました。

下水道は重要なライフラインの 1 つであり、周辺環境の整備による市民生活の質の向上はもとより、海・河川等公共水域の水質保全に重要な役割を果たしており、サービスを安定的に供給し続けなければなりません。

そのためには、使用料収入で汚水処理原価の回収を行うことによる安定した経営基盤の構築・下水道使用者と使用していない者との間に不公平を生じさせる租税収入を財源とした一般会計繰入金の抑制・計画的かつ効率的な面整備と設備更新を行うことが重要です。

これらを踏まえて下水道事業を運営して行く必要があるため、瀬戸内市下水道審議会条例第 2 条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1. 下水道使用料・農業集落排水施設使用料及び漁業集落排水施設使用料について
2. 受益者分担金について
3. 今後の下水道整備計画について

瀬戸内市下水道事業審議会委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
会 長	川本 和則	岡山商科大学経営学部 教授	学識経験者
副会長	鳥越 貞成	公認会計士・税理士	学識経験者
委 員	柴田 悟	牛窓漁業協同組合 組合長	牛 窓
委 員	原田 和彦	社会福祉法人誠和 特別養護老人ホーム あじさいのおか牛窓 事務部長	牛 窓
委 員	尾田 陽子	公共下水道利用者	牛 窓
委 員	内藤 志保子	瀬戸内市商工会 女性部 部長	邑久（全域 の商工業）
委 員	本郷 勇次	瀬戸内市体育協会 公共下水道利用者	邑 久
委 員	上室 浩二	株式会社 天満屋ホテルズアンドリゾー ツ ホテルリマーニ 支配人	牛 窓
委 員	青山 始正	農業集落排水利用者	長 船
委 員	片岡 直美	公共下水道利用者	邑 久

瀬戸内市下水道事業審議会審議経過

	開催年月日	審 議 の 内 容
第 1 回	R5.12.22	瀬戸内市下水道事業の概要説明 ① これまでの下水道事業 ② 下水道事業の概要 ③ 下水道事業の現状と課題 ④ 今後の検討
第 2 回	R6.3.19	諮問内容の審議 ①下水道等の使用料について ②受益者分担金について ③下水道整備計画について
第 3 回	R6.7.16	諮問内容の審議 ①下水道使用料について ②答申書（案）について
第 4 回	R6.10.7	答申書（案）の協議 ① 答申書（案）について